

令和6年度

草刈機購入補助金（個人対象）について

各行政区へ依頼している河川愛護活動等の草刈作業の負担軽減を目的とし、個人が草刈機を購入する費用の一部を補助します。

※補助金は、**予算額（500万円）を超えた場合抽選となります。**

1 補助対象の草刈機

- (1) 河川の土手などの雑草も刈れる性能があるもの
 - ・エンジン式は、排気量 20cc（20cm³）以上
 - ・電動式は、電圧14V以上
- (2) 以下のものは対象外とする。
 - ①コードがある製品
 - ②ハンディータイプの製品
 - ③既に所有している草刈機の廃棄や修理の費用
 - ④一部の交換、新たな機能（アタッチメント）のみを追加するもの
 - ⑤手袋・ゴーグル・長靴などの付属品（消耗品）

対象外の例

- ・スティック状の草刈機の先端に、バリカン式の刃も付けたいので、バリカン式の刃の部分だけ購入（新たな機能のみの追加）
- ・電動式の草刈機を持っているが、交換用のバッテリーだけ購入（一部の交換）

2 補助対象者等の条件

- (1) 申請日現在において、幸田町内に住所があること
- (2) 補助申請できるのは、1世帯1台であること
- (3) 幸田町内の店舗で購入したものであること
- (4) 令和6年5月1日以降の購入であること
- (5) 町税を滞納していないこと

3 補助金の額

対象品の**購入費の1/2**（ただし、**限度額5万円**を上限とする。）

※100円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 申請手続き

草刈機購入補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）に必要な書類を添えて、**令和6年5月15日（水）から令和6年8月30日（金）**までに、幸田町役場**区画整理課に提出**すること。また、電子申請による申請も可とする。期限を過ぎてからの申請は受けません。

※電子申請は、幸田町ホームページをご覧ください。

【必要書類】

(1) 草刈機購入補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）

(2) 領収書の写し

※購入日、購入店舗名、購入費用が記載されているもの

※補助対象品以外の物品も含んだ領収書の場合は、対象品が特定できるように、商品名と金額部分に、マーカーやアンダーラインなどを引くこと

(3) 購入品の写真（全体写真）

(4) 排気量又は電圧がわかる資料

※納品書や取扱説明書など

※排気量又は電圧が、購入品自体に書かれてある場合は、該当部分のアップの写真で可

※(2)領収書の写し及び(3)購入品の写真（全体写真）で確認できれば不要

【申請の流れ】

交付申請

・令和6年5月15日から令和6年8月30日（金）までに申請



交付の決定

・書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を申請者宛てに通知

※**補助金の全体額が予算額を越えた場合は、9月中に抽選**を行いその結果を合わせた交付決定通知とする。



補助金の支払

・交付決定したものについては、10月下旬までに補助金を指定の口座に振込

【問合せ先】 幸田町役場 区画整理課区画整理グループ（役場庁舎2階）

〒444-0192 幸田町大字菱池字元林1番地1

電話 0564-62-1111（内線 211、212）